

次のとおり自由参加型見積合わせ（オープンビッド）を実施します。

参加される方は所定の見積書をダウンロードし、受付期間内に秋田市契約課へ提出してください。

1 自由参加型見積合わせ（オープンビッド）の実施に関する事項

(1) 案 件 名 契約番号 0 2 5（軽自動車ほか 1 4 台）

(2) 受付期間 令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）から同月 2 9 日（水）まで
午前 8 時 3 0 分から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで
受付最終日の受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

(3) 受付場所 秋田市役所（秋田市山王一丁目 1 番 1 号） 4 階
秋田市総務部契約課

(4) 参加要件 令和 7 年 1 0 月 1 5 日現在、令和 5 ～ 7 年度秋田市物品業者登録
名簿に登録されている方のうち、「古物類」で登録されている方。
ただし、見積書の受付期間中において、秋田市の指名停止措置又
は物品入札等参加機会制限措置の期間中である方は参加できませ
ん。

(5) 不用品の現状確認について

ア 別添仕様書の不用品は現状有姿で売り払うものです。損傷や老朽等現状の
確認を行った上で入札に参加してください。

イ 不用品の現状確認に当たっては、別添仕様書に記載の担当課と協議の上、
確認の日時等を決定してください。

ウ 現状確認期間は 1 の (2) に定める受付期間と同じとします。ただし、期間
最終日の受付時間は午前 1 1 時までとしているので、現地から当課までの移
動にかかる時間を考慮して臨んでください。

(6) 注意事項

ア 見積書に、提出日、業者番号、住所、商号、代表者職氏名、発行責任者氏
名、担当者氏名および電話番号を記入してください。

イ 見積書に、各車両ごとの内訳金額と 1 5 台分の合計金額を記載し、提出し
てください（見積金額に消費税相当額は含みません。）。

ウ 見積金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円
未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金
額とします。

エ 引き渡し場所からの積み込み、運搬および取卸に要する費用、スクラップ規
格に切断する費用および付属品の処分の費用等を考慮の上、見積もりをして
ください。

オ 秋田市財務規則第135条の規定により、契約の履行において、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることは禁止されています。

2 その他

(1) この契約について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定します。

(2) 契約に関する問合せ先

秋田市総務部契約課 用度担当 三浦

電話 018-888-5436